



児童手当などの手続をしましょう

問い合わせ / 子育て支援課 ☎55-2738 ㊟51-0247

	受給資格者など	請求者の所得制限など	手当の月額など	申請に必要なもの		
児童手当	0歳～中学3年生修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人	所得制限限度額は、扶養人数によって異なります。給与収入の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の額です。また、その額から医療費控除額などが控除されます。	所得制限限度額未満の場合 《3歳未満》 一律 1万5,000円 《3歳以上小学6年生まで》 3人目以降 1万5,000円 1人目・2人目 1万円 《中学生》 一律 1万円 所得制限限度額以上の場合 一律 5,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者の印鑑 ○申請者名義の預金通帳 ○申請者の健康保険証、もしくは年金加入証明書(用紙は子育て支援課にあります) 		
		<table border="1"> <tr> <th>扶養人数(例)</th> <th>所得制限限度額</th> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774万円</td> </tr> </table>			扶養人数(例)	所得制限限度額
扶養人数(例)	所得制限限度額					
2人	698万円					
4人	774万円					
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している母または父、養育者で、公的年金を受給していない人 ○離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない母子・父子家庭(事実上婚姻関係がある人は除く)、養育者 ○父または母が重度の障害の状態にある人 ※18歳以下とは、18歳に達した最初の3月31日まで。	全部支給 例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 95万円	児童1人 4万1,140円 (平成25年10月～)	<ul style="list-style-type: none"> ○母子家庭などの確認書 ○申請者の戸籍謄本 ○申請者の印鑑 ○申請者名義の預金通帳 ○申請者と子どもの健康保険証 ○申請者の年金手帳 		
		一部支給 例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 268万円	児童1人 所得に応じて 9,710円～4万1,130円 (平成25年10月～)			
母子家庭等医療費	○20歳未満の児童を扶養している母子(父子)家庭の母(父)と児童 ○20歳未満で両親のいない家庭の児童 ○配偶者の身体に障害がある家庭の母(父)と20歳未満の児童	所得税が課せられていない世帯 ※ただし、所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。	助成の範囲			
	小学校就学の始期から義務教育終了までの母子家庭などの児童で、1回の入院が14日を超えた場合	なし	保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補てんされた医療費を控除した額 ※保険診療の対象にならないもの(個室使用料・食事療養費・健康診断料・容器代など)は助成対象外です。			
こども医療費	対象年齢	自己負担金		<ul style="list-style-type: none"> ○申請者の印鑑 ○母子手帳 ○子どもの健康保険証 		
		通院の場合			入院の場合	
	0歳～中学3年生修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)	1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。 処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません。	1日 500円	どの制度も、申請内容により、欄内の項目以外のものが必要になる場合があります。		

※「児童扶養手当」と「母子家庭等医療費」の手続は、申請者本人が子育て支援課へ。
 ※申請が済んでいる人は、手続の必要はありません。詳しくは子育て支援課へ。